

25 日 獣 発 第 210 号  
平成 25 年 10 月 24 日

各地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫  
(公印及び契印の押印は省略)

**都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための  
処遇改善対策について**

このことについて、各都道府県家畜衛生職員会支部長宛てに、別添のとおり、事務連絡及び各都道府県知事宛てに要請書を送付したので、貴会関係者に周知方よろしく願います。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601

別添

事 務 連 絡

平成 25 年 10 月 24 日

各都道府県家畜衛生職員会支部長宛て

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

**都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための  
処遇改善対策について**

このたび、平成 25 年 10 月 4 日付け 25 全家衛職第 28 号をもって、全国家畜衛生職員会から要請があった標記の件について、各都道府県知事宛ての要請書を別添しますので、対応方よろしくお願ひします。

都道府県知事 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

## 都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための 処遇改善対策について

今日、我が国の社会経済、国民生活を巡る情勢をみると、食の安全・安心の確保、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病・重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの人と動物の健康（ワンヘルス）に対する危機管理対策の整備が喫緊の課題となっております。

また、一昨年3月11日に発生した東日本大震災と地震に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、酪農業・畜産業を含めた農林水産業に大きな打撃を与えました。これらの被害からの復興のため、公務員獣医師は、酪農・畜産業の復興や放射性物質汚染の調査、さらに家庭動物の保護などにも日夜努力しておりますが、その人員の不足から、復興の遅れを懸念する声が日に日に高まってきております。

一方、海外に目を向けますと、平成22年に宮崎県下で発生した口蹄疫は、今年になっても中国、ロシア沿海州地方で発生しており、国内へのウイルス侵入は予断を許しません。高病原性鳥インフルエンザは、中国やベトナムを中心に、東アジア・東南アジア・南アジア各国で散発的に発生しております。また、本年7月には、日本と同様島国である台湾で約半世紀ぶりに狂犬病が発生するなど、これらの悪性伝染病が国内に侵入することを水際で防疫する対策など、家畜衛生行政に関わる公務員獣医師は多くの使命を帯びています。

さらに、改正された「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」が9月1日に施行されました。人と動物が共生する社会の構築が国民的課題とされ、イヌ、ネコなどの小動物が伴侶動物として広く一般家庭に飼育され、アニマル・アシステッド・セラピー（動物介在療法）などの活動として人の介護・福祉の分野にも徐々に浸透しております。また、小学校などを含めた教育分野に広く動物飼育が組み込まれている中、学校飼育動物・動物愛護・福祉対策や野生動物保護をはじめとする自然環境保全対策の整備が一層強く求めら

れるなど、獣医師及び動物医療の果たす役割に対する社会的期待が高まってきておりますが、これら、動物衛生、食品衛生、動物愛護・福祉対策の都道府県行政における担い手の中心は公務員獣医師に他なりません。

このような中で、平成22年8月に農林水産省が公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においては、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入の減少を指摘し、産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保対策の必要性が述べられているところです。

公務員獣医師の数的確保が困難な最大の理由は、高度専門技術職としての処遇の確保が図られていないことであり、都道府県の家畜衛生職域に在籍する公務員獣医師により組織される家畜衛生職員会からも、別紙写しのとおり都道府県における獣医師職員の人材確保のための処遇改善について要請を受けたところです。

つきましては、貴県におかれましても、公務員獣医師の人材確保を図るため、公務員獣医師については、6年間の獣医学教育課程を修め、かつ、国家資格を有する高度専門職業人として、処遇対策の充実を図られるよう要請します。



25 全家衛職第28号  
平成25年10月4日

公益社団法人日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫 様

全国家畜衛生職員会  
会長 平井 清司



都道府県知事への処遇改善要請に対するご支援について（依頼）

時下、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は全国家畜衛生職員会の業務に対し格別なご支援・ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

わが国の家畜衛生対策は農林水産省と都道府県が一体となった家畜防疫システムにより実施されており、都道府県の家畜衛生関係獣医師職員は、牛伝達性海綿状脳症に係る検査、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの監視対応に加え、畜産物の安全性を確保するための重大な使命を全うし社会から大きな評価を得ています。

しかし、現状においてはその評価と職員に対する処遇に大きな隔たりがあると云わざるを得ません。

今後、こうした情勢に対応しつつ、家畜衛生施策の円滑・適切な遂行を図るうえで、適正な人員の確保と配置及び勤務条件の整備に関する予算の拡充並びに家畜衛生教育の充実が不可欠であります。このことから都道府県知事への要請に対し、貴団体の傘下にあります都道府縣市獣医師会長に別紙写しのとおり、当会都道府県支部長を通じてご支援の要請をいたしております。

つきましては、かかる要請内容の実現が図られますよう、貴職の特段なるご高配とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



25全家衛職第25号  
平成25年9月17日

〇〇獣医師会長 殿

全国家畜衛生職員会  
会 長 平 井 清 司

家畜衛生関係獣医師職員の人員確保と処遇の改善  
および施設整備予算の拡充等について（要請）

時下、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は全国家畜衛生職員会の業務に対し格別なご支援・ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、わが国の畜産業は集約的な大規模経営がすすむ中、家畜衛生分野において家畜伝染病の発生に対する防疫体制強化が求められており、家畜伝染病予防法では各都道府県知事が獣医師を採用し、必要な家畜防疫員の確保に務める「努力義務」の規定が盛り込まれました。

しかしながら、家畜保健衛生所職員の処遇改善や労働環境の整備がすすんでいないこともあり、多くの都道府県では獣医師の採用に苦慮しているところであります。

つきましては、このような情勢を踏まえ、都道府県に勤務する家畜衛生に携わる獣医師職員の処遇改善等に向け、特段のご高配とご尽力を賜り、別添要請書の内容の実現が図られますようお願い申し上げます。

# 要 請 書

わが国の家畜衛生対策は、安心・安全な畜産物の安定的供給等を目的に、家畜伝染病予防法及び家畜保健衛生所法などに基づいて行われてきました。

近年、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザのような急性悪性伝染病に対する危機管理体制の構築はもとより、安全な畜産物の安定的供給を確保するため、農場から食卓までの衛生管理の徹底に家畜保健衛生所獣医師職員の役割は不可欠となっています。併せて、本年5月にわが国が牛伝達性海綿状脳症（BSE）において「無視できるリスク国」として国際認定に復帰したことは、家畜保健衛生所獣医師職員の大きな成果として認められるものです。

また、平成22年度には「獣医療を提供する体制整備を図るための基本方針」が公表され、それに基づき各都道府県では地域実情に応じた獣医療提供体制整備計画の策定がなされています。さらに防疫体制強化を主眼に家畜伝染病予防法が改正され、各知事に対して獣医師を採用し、必要な家畜防疫員の確保に務める努力義務の規定が盛り込まれました。

このような情勢のなか、ますます多様化する疾病に対して高度な技術による的確な診断を行う家畜保健衛生所獣医師職員は、生産現場との接点に位置しており、畜産振興を図る上で地域の家畜衛生を支えているといっても過言ではありません。

しかしながら、これだけの重責を担っているにもかかわらず、家畜保健衛生所の獣医師職員の処遇とその労働環境の改善は遅々として進まず、多くの県では家畜衛生を担当する獣医師が不足しその補充に苦慮しているところです。

つきましては、国内の畜産業の発展と急性悪性伝染病に対する危機管理のため、家畜保健衛生所獣医師の処遇制度と労働環境の改善について、下記の事項にご尽力を賜りますようお願いいたします。

## 記

- 1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇の改善  
「給料調整額（調整数3以上）の確保」・「初任給調整手当の新設並びに増額」
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症関連業務に的確に対応できる組織力の強化と人員の確保  
「獣医師職員確保の速やかな対応と代替職員確保のための施策の充実」
- 3 バイオハザードに配慮した施設・機器整備及び保守管理・計画的更新への予算的措置の拡充

平成25年9月17日

全国家畜衛生職員会